

□ 広告掲載取扱規程

第1章 バナー広告掲載規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人獨協大学同窓会（以下「当法人」という。）が、インターネット上に公開するWebサイト（以下「Web サイト」という。）へバナー広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において「バナー広告」とは、獨協大学同窓会のWebサイト上において、広告内容を表す画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクを張ることができるものをいう。

(規格)

第3条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル
- (2) 左右200ピクセル
- (3) 30KB以内
- (4) PNG形式又はJPEG形式

(広告内容)

第4条 掲載する広告は、個人を特定したもの、政治信条又は宗教に関するもの等、Webサイトの広告にふさわしくないと理事会で判断したものについては、これを掲載しない。
2 前項にかかわらず、理事会が認めた場合には、個人又は企業の名刺広告を掲載することができるものとする。

(掲載位置等)

第5条 バナー広告の掲載位置及び掲載順序は、理事会で決定するものとする。

(掲載料)

第6条 バナー広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、実費相当分として1バナー広告枠につき月額5,000円とし、3か月を最小契約期間とする。ただし、6か月分の掲載料を一括して前納する場合は22,500円とし、12か月分の掲載料を一括して前納する場合は36,000円とする。

(掲載の申込み及び決定)

第7条 バナー広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月の前月の1日までにバナー広告掲載申込書（第1号様式）に別に定める書類を添付して、獨協大学同窓会会長に提出しなければならない。
2 理事会は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査し、その適否を決定しなければならない。
3 会長は、前項の規定により適否を決定したときは、バナー広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 バナー広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、バナー広告掲載期間に係る月の末日（以下「掲載月末日」という。）の10日前までに掲載料を納付しなければならない。ただし、6か月掲載または12か月掲載の一括前納割引制度を利用する場合は、最初の掲載月末日の10日前までに当該掲載期間に係る掲載料の全額を一括納付しなければならない。

(原稿の作成及び提出)

第9条 バナー広告原稿は、第3条に定める規格に従い広告主の負担で作成し、獨協大学同窓会が指定する期日までにCD-R等の電子媒体により提出するものとする。

(掲載期間)

第10条 バナー広告掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は最大12か月とする。ただし、12か月の連続掲載期間の最終月において、第6条による掲載申込みをし、掲載決定を受けた場合は、再び12か月間掲載することを妨げない。

(広告内容の責任)

第11条 バナー広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載内容の変更)

- 第12条** バナー広告の画像の変更、リンク先の変更を希望する場合は、変更を希望する掲載を希望する月の前月の1日までにバナー広告掲載変更申出書(第3号様式)を獨協大学同窓会に提出しなければならない。
- 2 理事会は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査し、その適否を決定しなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定により適否を決定したときは、バナー広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。
 - 4 変更手数料は変更一回につき5,000円とする。

(変更手数料の納付)

第13条 バナー広告変更の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、バナー広告変更日に係る月の末日(以下「掲載月末日」という。)の10日前までに掲載料を納付しなければならない。

(掲載の取下げ)

- 第14条** 広告主は、バナー広告掲載後において掲載の取下げを希望する場合は、バナー広告掲載取下申出書(第4号様式)を獨協大学同窓会会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申出書を受理したときは、当該受理日から15日以内にバナー広告掲載取下承認通知書(第5号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

- 第15条** 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める額を還付する。
- (1) バナー広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由によりバナー広告の一部又は全部が掲載できなかったとき 既掲載日の属する月以外の月数に第6条本文に規定する掲載料(以下「月額掲載料」という。)を乗じた額。ただし、納付済みの掲載料を上限額とする。
 - (2) 掲載期間中、獨協大学同窓会の都合によりホームページを閉鎖した日が生じたとき 既納の掲載料の額のうち閉鎖期間(連続した閉鎖期間に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に応じて掲載料に相当する額(閉鎖期間が1月未満であるとき、又は閉鎖期間に1月未満の端数があるときは、日割計算とし、1円未満の端数はこれを切り上げる。)ただし、納付済みの掲載料を上限額とする。

第2章 同窓会報広告掲載料規程

(目的)

第16条 本規定は、一般社団法人獨協大学同窓会(以下「当法人」という。)が定期刊行する同総会報に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(会報発行時期)

第17条 会報の発行は、原則年二回(5月及び11月)とするが、事情により変更する場合がある。

(広告内容)

- 第18条** 掲載する広告は、個人を特定したもの、政治信条または宗教に関するもの等ふさわしくないと理事会で判断したものについては、これを掲載しない。
- 2 前項にかかわらず、理事会が認めた場合には、個人又は企業の名刺広告を掲載することができるものとする。

(掲載料金)

第19条 広告掲載料金は実費相当分として、指定された位置(位置は別紙参照)における規格により次の通り設定する。(料金は一回あたりの掲載料とする。)

位置	規格	掲載料
A	全	300,000円
A	1/2	150,000円
A	1/4	75,000円
B・C		25,000円

- 2 掲載料金は各面とも同一料金とする。また、カラーでも単色でも料金は同一とする。
- 3 料金に消費税は含まれないものとする。

(掲載位置)

第20条 掲載位置については、広報委員会経由理事会にて決定するものとする。

(版下制作)

第21条 版下は原則依頼者が制作し、指定された期日までに広報委員会に提出するものとする。当法人にて版下を製作する場合は、実費を申し受けるものとする。

(代理店)

第22条 広告代理店が仲介した場合は、手数料（20%）込の料金とする。

(掲載料の前納)

第23条 掲載の決定を受けた依頼者は、当法人より指定された時期および方法により掲載料の全額を一括納付しなければならない。

(広告内容の責任)

第24条 広告内容に関する一切の責任は、広告主（依頼者）が負うものとする。

(細則)

第25条 本規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第26条 本規定の改廃については、理事会において決定する。

附 則

- 1 本規程は平成24年10月9日から施行する。
- 2 本規程は平成26年4月8日から施行する。

第1号様式

バナー広告掲載申込書

年 月 日

獨協大学同窓会会長 あて

申出者	住所 氏名 電話番号 FAX 番号 担当者氏名
	団体にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

獨協大学同窓会 Web サイトにバナー広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 月 日
広告内容(注 1)	
掲載希望枠	トップページ 枠 ※1枠の大きさは、天地 60 ピクセル、左右 200 ピクセルです。 ※複数枠を希望される場合、天地(上下)方向への拡張となります。
リンク先 URL	
業種	
添付書類	

(注1) バナーデザイン案を添付するか、又は画像に記載する内容を書いてください。

年 月 日

様

獨協大学同窓会会長

印

バナー広告掲載・不掲載決定通知書

バナー広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由
掲載希望枠	トップページ 枠
掲載期間	年 月から か月
掲載料	円(円 × 枠 × か月)

第3号様式

バナー広告掲載変更申出書

年 月 日

獨協大学同窓会会長 あて

申出者	住所 氏名 電話番号 FAX 番号 担当者氏名
	団体にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

獨協大学同窓会 Web サイトのバナー広告を変更したいので、次のとおり申し込みます。

変更希望日	年 月から
変更内容	<input type="checkbox"/> 画像ファイル <input type="checkbox"/> リンク先
広告内容(注1)	
リンク先 URL	
業種	
添付書類	

(注1) バナーデザイン案を添付するか、又は画像に記載する内容を書いてください。

第4号様式

バナー広告掲載取下申出書

年 月 日

獨協大学同窓会会長 あて

申出者	住所 氏名 電話番号 FAX 番号 担当者氏名
	団体にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

獨協大学同窓会 Web サイトに掲載しているバナー広告を、次のとおり取り下げたいので、申し出ます。

掲載決定期間	年 月から か月
掲載取下げ日	年 月 日以降
掲載取下げ枠	トップページ 枠
取下げの理由	

第5号様式

年 月 日

様

獨協大学同窓会会長

印

バナー広告掲載取下承認通知書

年 月 日付けで申出のあったバナー広告の掲載取下げについて、次のとおり承認しましたので通知します。

掲載決定期間	年 月から か月
掲載取下げ日	年 月 日以降
掲載取下げ枠	トップページ 枠

同窓会報広告掲載料規程別紙

獨協大学同窓会報

B

C

A